

管理職 各位

東村山市長 渡 部 尚

### 令和4年度予算編成方針

新型コロナウイルス感染症は、人々の生活やあらゆる社会経済活動に甚大な影響を及ぼし、当市においても市税など歳入の見通しが不透明な中、社会保障経費の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化や防災・減災対策、新型コロナウイルス感染症対策に継続して取り組まなければならない。また、いわゆる「出口戦略」も注視しなければならない。これまで以上に喫緊の課題対応を強いられることから、予断を許さない厳しい財政状況に直面している。

令和4年度予算は、このような状況下での編成となることを職員一人ひとりが認識し、「みどりにぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」の実現に向けて、総合計画を着実にかつ迅速に遂行すること。そして、市民の生命と健康を守るという基礎自治体の使命を果たし、ポストコロナを見据えた地域経済や市民活動の速やかな回復、行財政改革大綱に掲げる行政手法のイノベーションに取り組み、この未曾有の難局を乗り越えていくことが必要である。

以上の認識を踏まえ、令和4年度予算を「市民生活を守り、東村山の未来を拓く予算」と位置づけ、以下に掲げる事項を重点とし、予算を編成する。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて顕在化した諸課題への確に対応し、早期克服を目指すとともに、ポストコロナを見据え、未来志向の新たな発想でまちづくりの持続可能性や豊かで活力ある市民生活を実現すること。
- ・持続可能性や包摂性といったSDGsの趣旨を踏まえ、総合計画の基本目標であるまち、ひと、くらしの側面からまちづくりの好循環の創出に資する取組を行うこと。
- ・社会状況の変化を十分に見据え、自治体DXやスマートシティ、公民連携の推進により、行政手法のイノベーションにスピード感を持って取り組み、市民生活の質を向上させるとともに、業務継続性の確保や生産性の向上、創造性の発揮に努めること。

3 通 達 第 5 号  
令和3年10月4日

管理職 各位

東村山市副市長  
野 崎 満  
松 谷 いづみ

### 令和4年度予算編成留意事項（依命通達）

令和4年度予算編成にあたっては、「令和4年度予算編成方針」（令和3年10月4日付3通達第4号）に基づき、下記事項に留意のうえ、予算編成を行うこととする。

#### 記

##### 全般的留意事項

1. 令和3年4月13日付通達「令和3年度経営方針」に基づいて実施された取組を踏まえ、ポストコロナを見据えた施策を構築することとし、新たな発想による地域経済や市民活動の速やかな回復に資するよう留意すること。
2. 新型コロナウイルス感染症に係る諸課題等への対応については、国・都及び市内の動向を注視し、令和3年度補正予算と一体的に編成し、切れ目のない施策を構築すること。
3. 総計予算主義による的確な捕捉を行うこと。
4. 見積りにあたっては、財源の確保、事業内容の精査を行う等、最少の経費で最大の効果があげられるよう検証すること。
5. まちづくりの好循環の創出に資する取り組みのため、東村山市第5次総合計画の基本目標及び目指す姿に則し、目標達成に向け十分検討し、予算を見積ること。
6. 行政手法の革新（業務のデジタル化、手続きのオンライン化、公民連携等）による市民サービスへの還元や職員の働き方改革に関する経費、及び庁内のプロジェクトチームに関連する事業は積極的に見積ること。
7. 実施計画事業等の位置づけのない新規・レベルアップの経費は、特段の理由がない限り要求不可とする。要求する場合は目的、必要性、緊急性、後年度の財政負担等を検証し、財源の捻出を前提として見積ること。
8. 事業が法令に基づくものは、当該法令名称や実施主体、経費負担の原則等を明らかにすること。
9. 部局間調整及び部内調整が必要な経費や収入の見積り・予算充当については、重複、遺漏がないように調整すること。
10. 市民要望、決算特別委員会等での意見、監査委員等からの指摘事項、採択さ

れた請願等に対しては十分検討すること。

- 1 1. 各特別会計及び下水道事業会計は、当該会計を設置した原則に基づき、経営の一層の効率化、自主財源の確保を図り、経費を徹底して精査し、一般会計からの繰入を可能な限り圧縮するよう努めること。
- 1 2. 後年度の財政負担を伴うものは、継続費及び債務負担行為の設定が必要であることに留意し、設定に当たっては事前に財政課と協議すること。

## 個別的留意事項

### 1. 歳入予算の積算

- (1) 市税は、税制改正、市民所得の状況、経済情勢の変化などを的確に捕捉し、適正な収入額を見積ること。
- (2) 国・都支出金は、国や都の新年度予算の動向に特段の注意を払い、特に補助金等の創設、拡充、廃止、縮減、制度変更、補助率の変更等の情報収集に努め、積極的な確保に努めること。なお、補助金等の廃止、縮減がある場合は、事業の廃止、見直しを検討するとともに、他の財源の確保に努めるなど安易に一般財源への転嫁は行わないこと。
- (3) 市債は、後年度の財政負担・国の地方債計画・充当率等を考慮し、充当予定事業がある場合には、財政課と調整すること。
- (4) その他の収入
  - ・法令等に基づくものは、制度改正の動向に留意し的確に見積ること。
  - ・使用料・手数料は、実績等に基づき適切に見積ること。また、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料については、令和元年8月29日付通知「行政財産の目的外使用における使用料及び許可の取扱いについて」に基づき、適切に見積ること。
  - ・滞納、未収金の整理に努めつつ、収入の増額を図ること。
  - ・処分可能な土地・財産は、積極的に売却・活用を検討すること。
  - ・新たな財源確保について、積極的に検討し財源の創出に努めること。

### 2. 歳出予算の積算

- (1) 予算積算のための参考見積書を求める場合は、あらためて仕様・数量等の精査を行ったうえで徴取し、徴取した参考見積書については、担当所管において明細・内訳を確認すること。

原則として複数の参考見積書や他市予算、カタログ、市場価格などと比較し、主体性をもって予算の積算に努めること。

※予算積算のための参考見積書とは、庁内の検討用資料として活用するために見積りを行い、その内容を記した書類を指す。依頼先には徴取する目的が「予算積算のため」であることを明確にし、依頼すること。

- (2) コンピュータ機器及びシステムの導入は、情報政策課（情報化推進委員会）との調整を経たうえで見積ること。なお、稼働中のシステムについても、その利用状況、費用対効果を厳しく精査し、経費の縮減に努めること。
- (3) 施設の修繕・工事等は、令和3年9月10日付事務連絡「『令和4年度当初予算に係る施設の修繕・工事等の案件表』の判定・助言について」を参考に見積ること。
- (4) 各節の経費は、予算編成事務要領に留意して見積ること。令和4年度予算見積単価表によるべきものは当該単価により見積ること。すべての経費について、実績等に基づいた合理的な見積りを原則とすること。